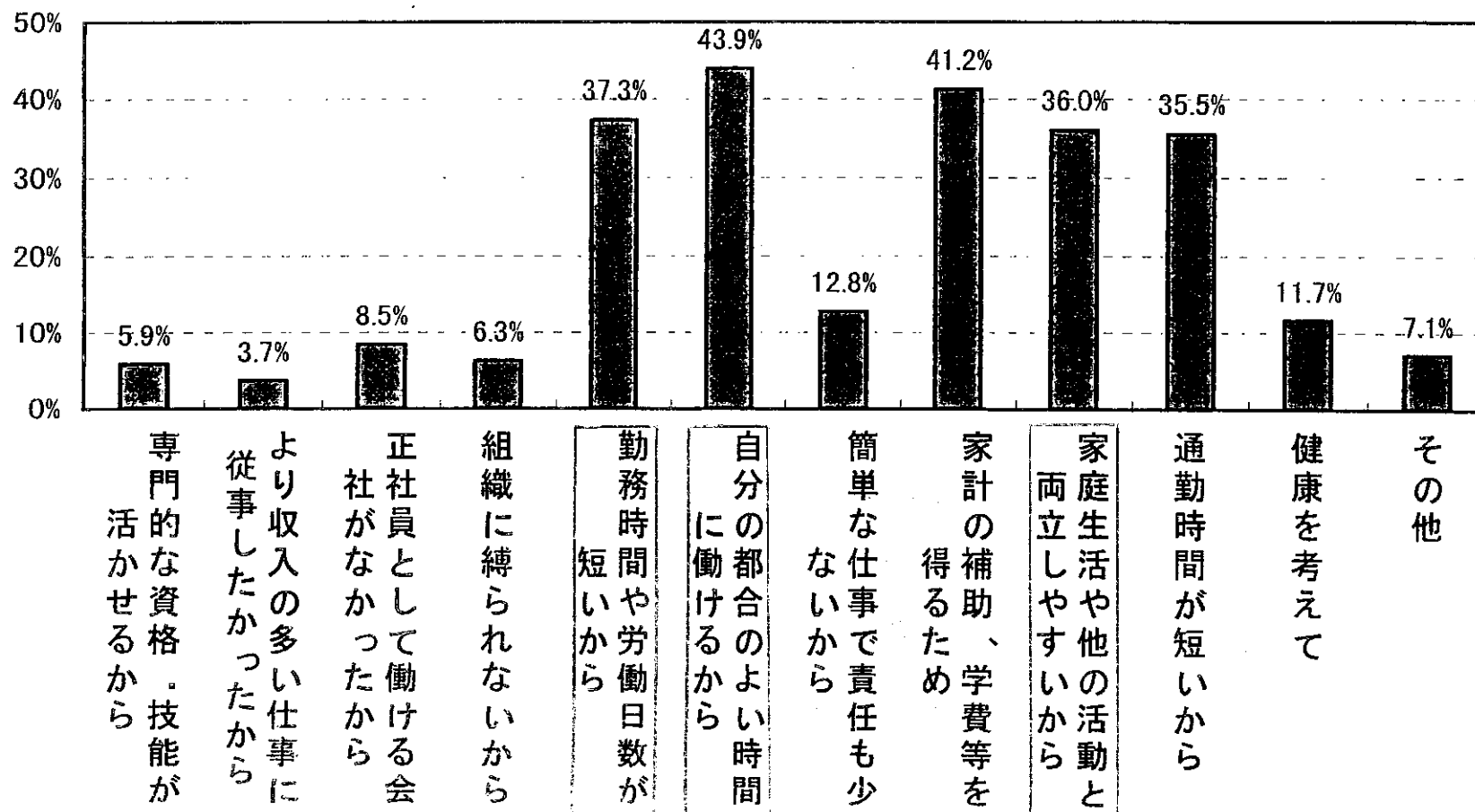


パートタイムで働く理由別労働者割合(M.A.)



資料出所: 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」(平成11年)

パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数

- パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、約5年であり、5年を超える者は男女計で36.3%（女子で37.6%）である。
- パートタイム労働者の通算就労期間は、約7年である。

	同一企業における勤続年数			通算就労期間 ¹		
	男女計	男子	女子	男女計	男子	女子
	%	%	%	%	%	%
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	17.9	21.3	17.2	9.7	15.1	8.5
1～3年	26.0	29.7	25.2	17.9	23.0	16.8
3～5年	19.9	18.9	20.1	17.7	22.7	16.7
5～10年	22.6	19.3	23.2	27.9	21.7	29.1
10～19年	12.1	8.4	12.9	21.4	10.8	23.6
20年以上	1.6	2.5	1.5	5.0	5.2	4.9
不明・無記入	-	-	-	0.4	1.4	0.2
平均年数	4.9年	4.5年	5.0年	7.2年	6.0年	7.4年

学生は含まれていない。

¹ パートタイム労働者としての就労期間である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
 （出典）労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

近年における厚生年金被保険者数等の推移

単位：万人

	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
15歳以上人口	9,974	10,089	10,199	10,283	10,370	10,444	10,510	10,571	10,661	10,728	10,783	10,836
就業者数	6,128	6,249	6,369	6,436	6,450	6,453	6,457	6,486	6,557	6,514	6,462	6,446
雇用者数	4,151	4,298	4,458	4,566	4,639	4,662	4,691	4,754	4,813	4,791	4,758	4,779
(うち35h/週以上の雇用者)	3,535	3,580	3,653	3,705	3,731	3,722	3,807	3,763	3,732	3,704	3,644	3,734
パート・アルバイト	621	673	696	742	761	758	782	826	896	935	962	1,008
①厚年被保険者	2,974	3,083	3,181	3,236	3,252	3,262	3,270	3,290	3,289	3,240	3,194	3,166
①/就業者(%)	48.5	49.3	49.9	50.3	50.4	50.6	50.6	50.7	50.2	49.7	49.4	49.1
①/雇用者(%)	71.6	71.7	71.4	70.9	70.1	70.0	69.7	69.2	68.3	67.6	67.1	66.2
(男性)												
15歳以上人口	4,854	4,911	4,965	5,002	5,044	5,078	5,108	5,136	5,180	5,209	5,232	5,253
就業者数	3,654	3,713	3,776	3,817	3,840	3,839	3,843	3,858	3,892	3,858	3,831	3,817
雇用者数	2,582	2,650	2,729	2,788	2,830	2,837	2,853	2,882	2,902	2,886	2,861	2,863
(うち35h/週以上の雇用者)	2,394	2,422	2,468	2,506	2,527	2,526	2,586	2,560	2,543	2,531	2,499	2,555
パート・アルバイト	119	121	124	138	147	136	143	163	181	188	197	220
②厚年被保険者	2,005	2,070	2,126	2,159	2,169	2,177	2,182	2,194	2,195	2,163	2,132	2,112
②/就業者(%)	54.9	55.8	56.3	56.6	56.5	56.7	56.8	56.9	56.4	56.1	55.7	55.3
②/雇用者(%)	77.7	78.1	77.9	77.4	76.6	76.7	76.5	76.1	75.6	74.9	74.5	73.8
(女性)												
15歳以上人口	5,120	5,178	5,233	5,281	5,326	5,366	5,402	5,435	5,481	5,519	5,552	5,583
就業者数	2,474	2,536	2,592	2,619	2,610	2,614	2,614	2,627	2,665	2,656	2,632	2,629
雇用者数	1,569	1,649	1,728	1,780	1,809	1,824	1,838	1,872	1,912	1,907	1,896	1,916
(うち35h/週以上の雇用者)	1,142	1,157	1,184	1,199	1,202	1,197	1,221	1,202	1,190	1,173	1,145	1,179
パート・アルバイト	505	551	573	607	615	617	639	663	715	747	765	787
③厚年被保険者	969	1,013	1,055	1,077	1,083	1,085	1,087	1,095	1,095	1,077	1,061	1,054
③/就業者(%)	39.2	39.9	40.7	41.1	41.5	41.5	41.6	41.7	41.1	40.5	40.3	40.1
③/雇用者(%)	61.8	61.4	61.1	60.5	59.9	59.5	59.1	58.5	57.3	56.5	56.0	55.0

資料出典：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

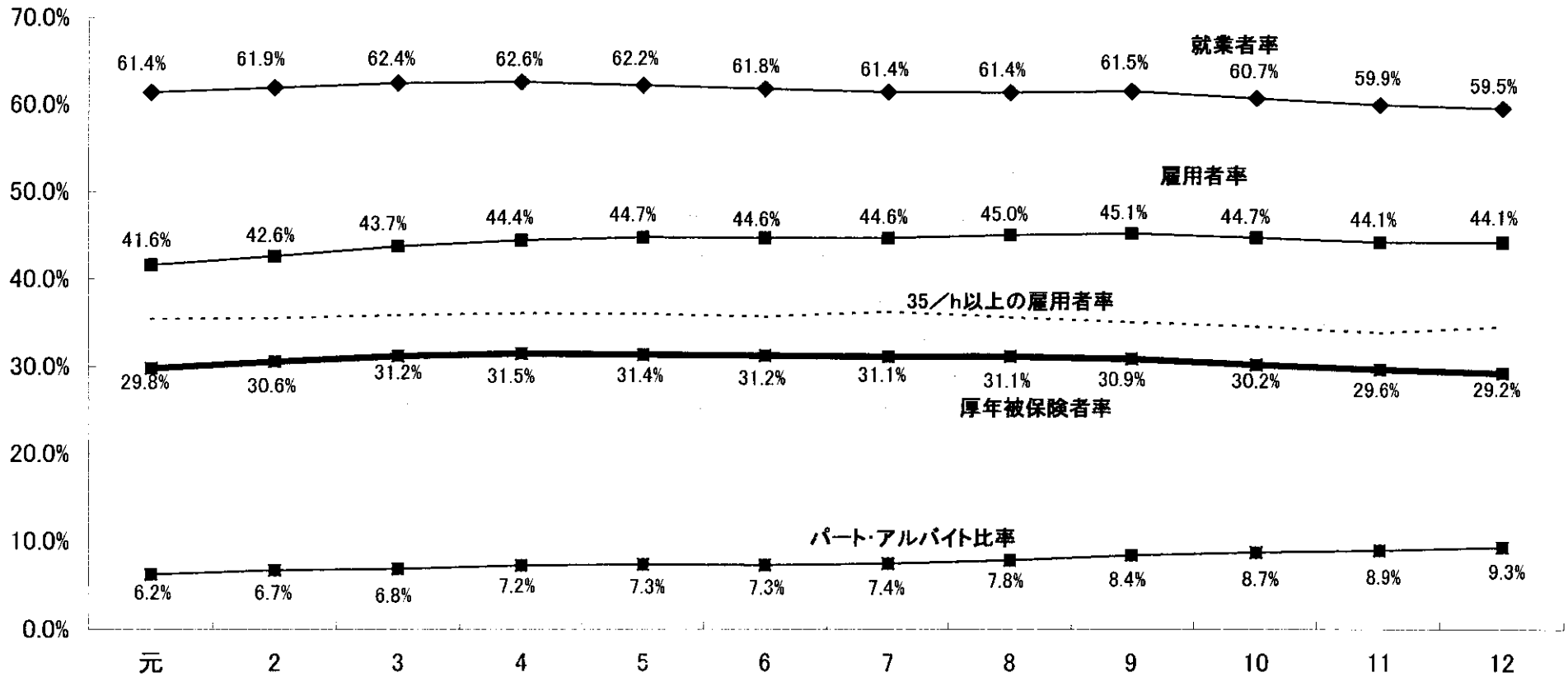
注1. 「雇用者数」、「35h以上の雇用者」は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注2. 「厚年被保険者」は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

注3. 「パート・アルバイト比率」の「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。

厚生年金被保険者比率等(対人口)の推移(男女計)

人口に占める割合



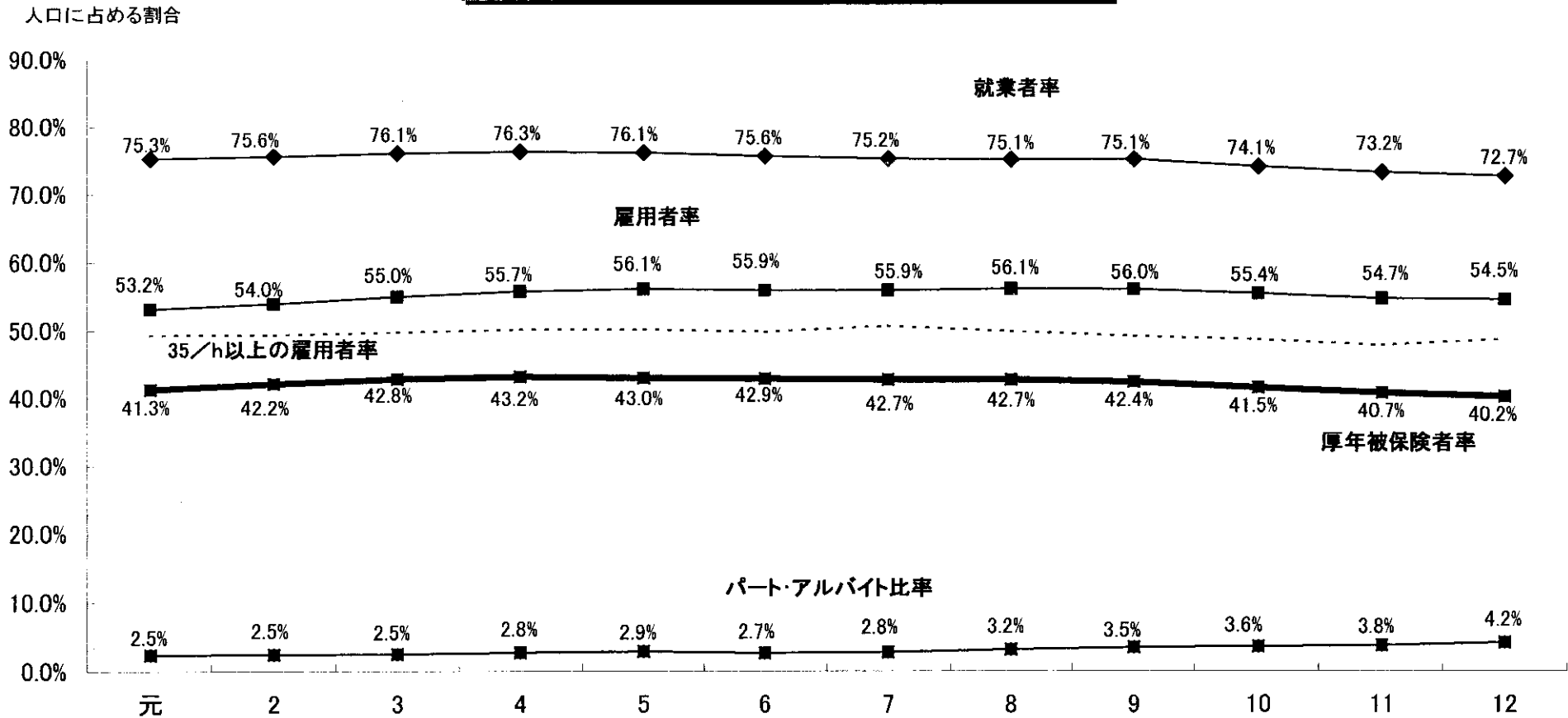
資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

(注1)「雇用者率」、「35h以上の雇用者率」、「パート・アルバイト比率」を求める際の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

(注2)「厚年被保険者率」を求める際の厚年被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

(注3)「パート・アルバイト比率」の「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。

厚生年金被保険者比率等(対人口)の推移(男性)



資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

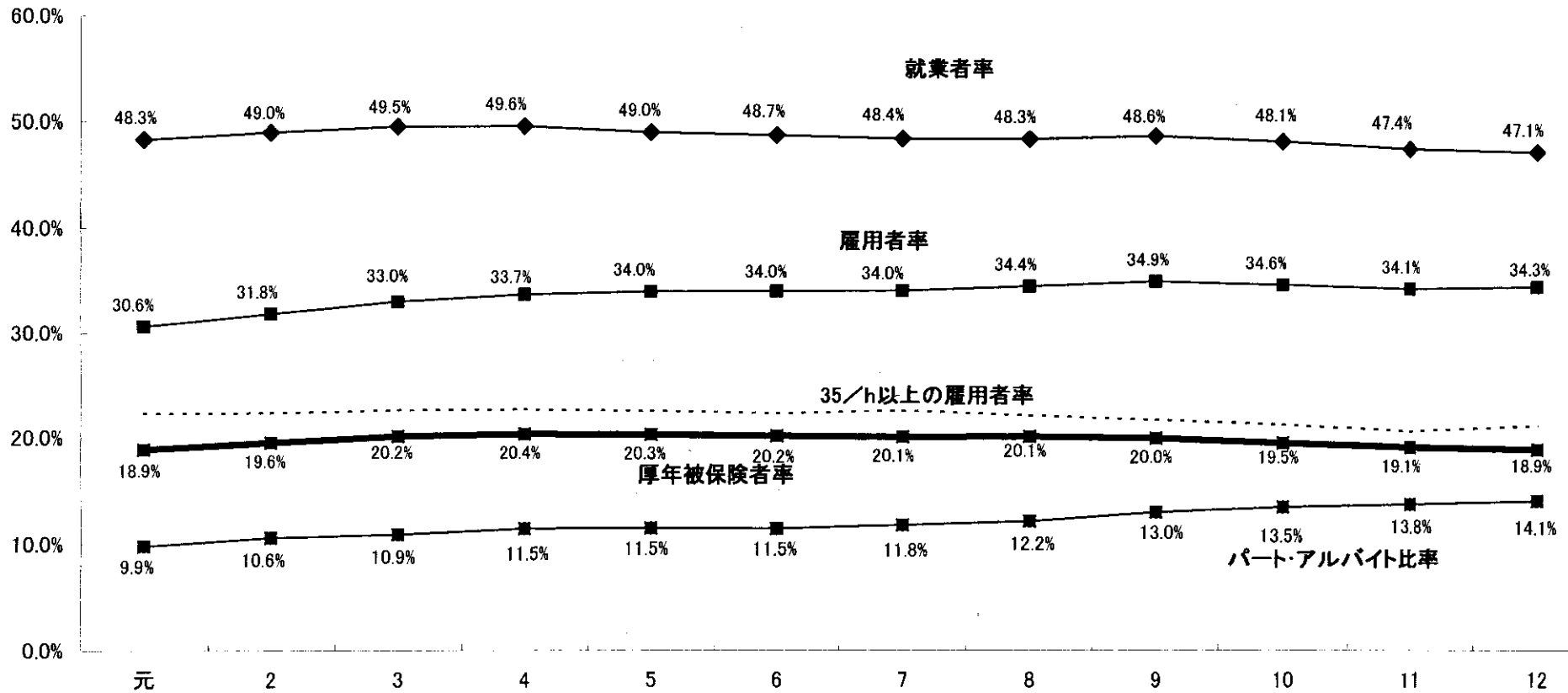
(注1)「雇用者率」、「35h以上の雇用者率」、「パート・アルバイト比率」を求める際の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

(注2)「厚年被保険者率」を求める際の厚年被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

(注3)「パート・アルバイト比率」の「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。

厚生年金被保険者比率等(対人口)の推移(女性)

人口に占める割合



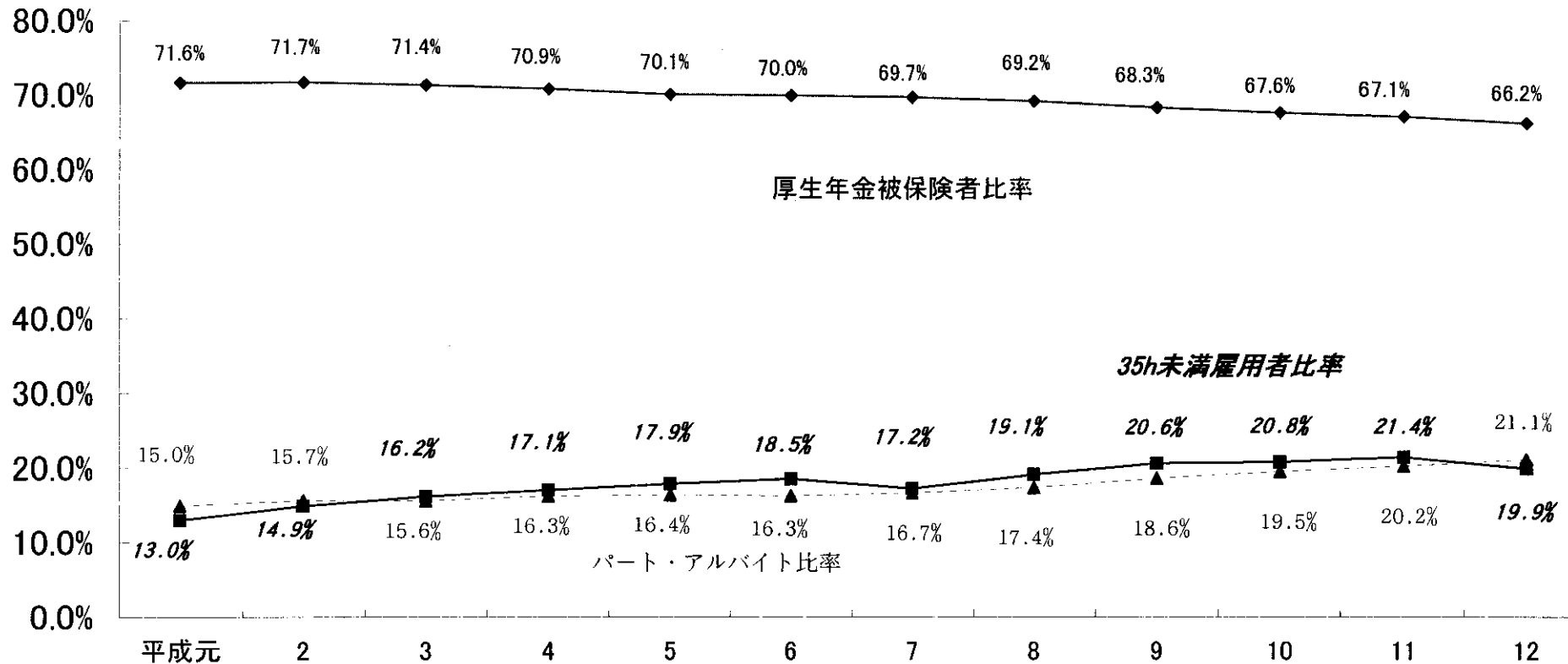
資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

(注1)「雇用者率」、「35h以上の雇用者率」、「パート・アルバイト比率」を求める際の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

(注2)「厚年被保険者率」を求める際の厚年被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

(注3)「パート・アルバイト比率」の「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。

厚年被保険者等比率(対雇用者)の推移(男女計)



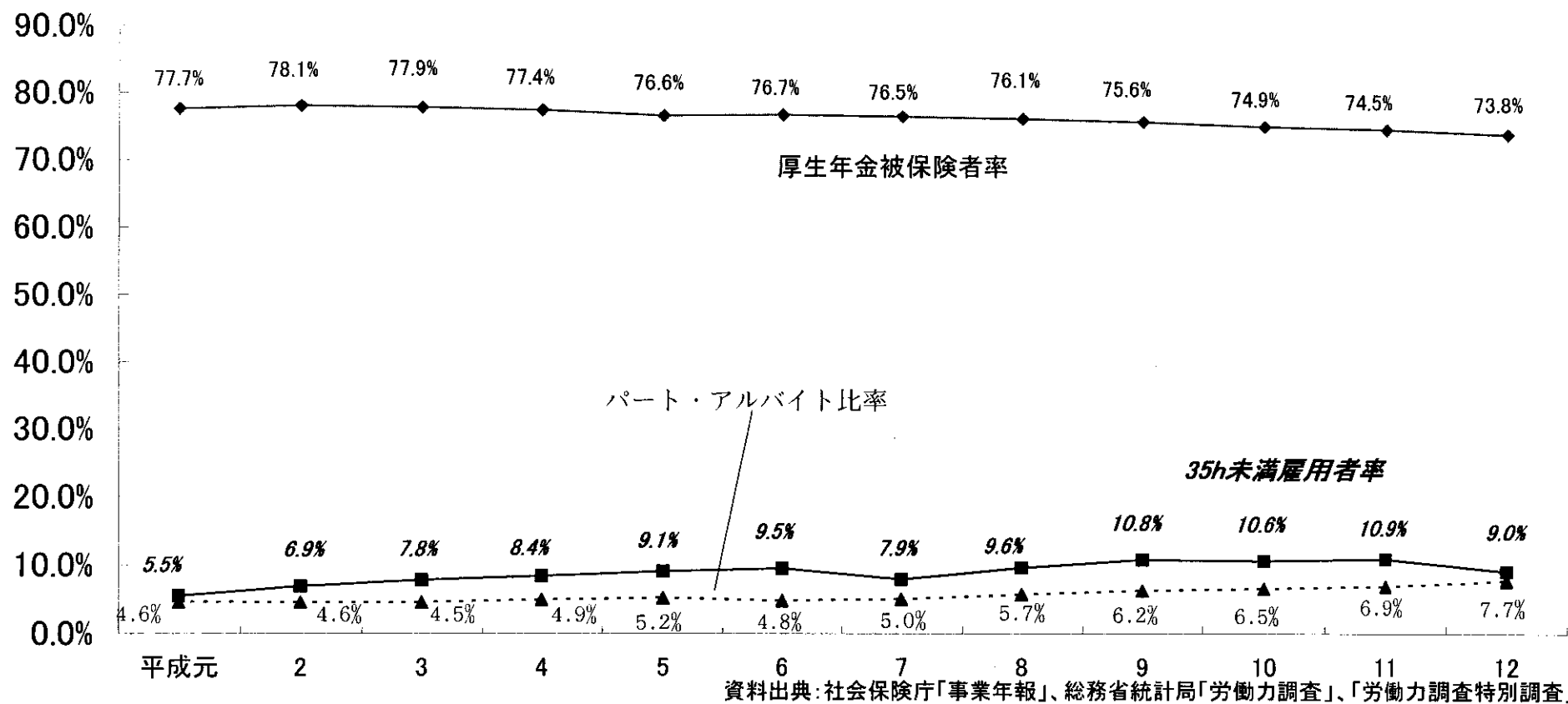
資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

注1. 雇用者数、35h未満の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注2. 厚生年金被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

注3. パート・アルバイト比率のパート・アルバイトとは、勤め先における呼称がパート・アルバイトである雇用者をいう。

厚年被保険者等比率(対雇用者)の推移(男)

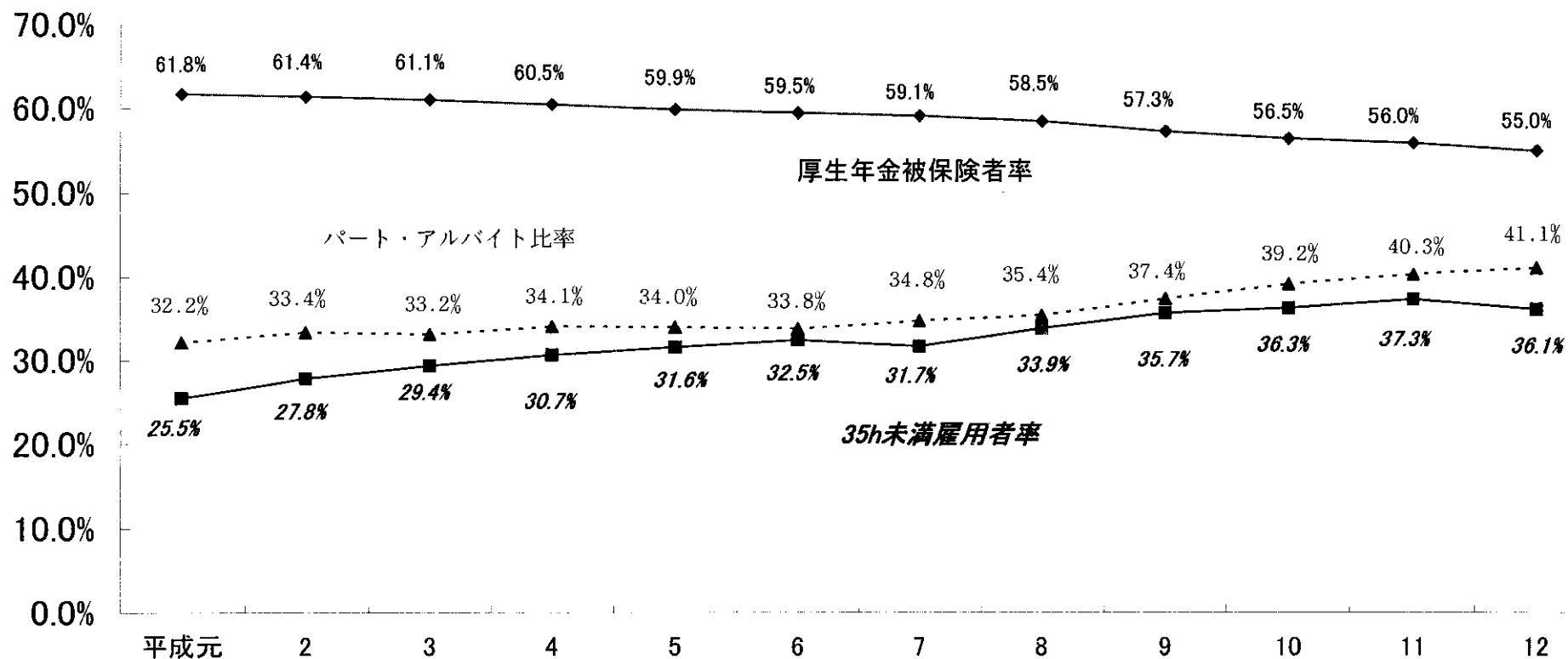


注1. 雇用者数、35h未満の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注2. 厚生年金被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

注3. パート・アルバイト比率のパート・アルバイトとは、勤め先における呼称がパート・アルバイトである雇用者をいう。

厚年被保険者等比率(対雇用者)の推移(女)



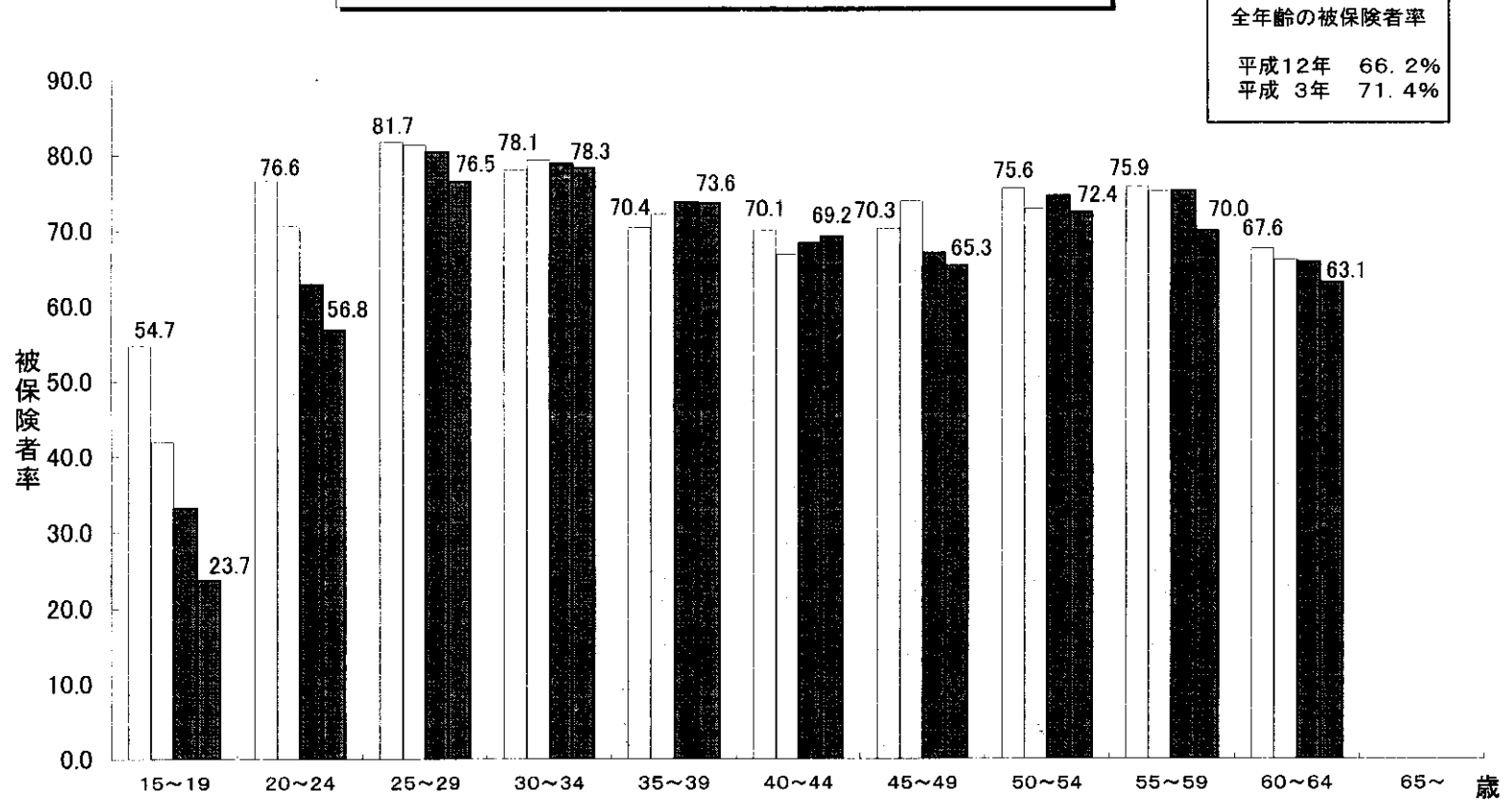
資料出典：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

注1. 雇用者数、35h未満の雇用者は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注2. 厚生年金被保険者は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

注3. パート・アルバイト比率のパート・アルバイトとは、勤め先における呼称がパート・アルバイトである雇用者をいう。

年齢別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者数)の推移(男女)



全年齢の被保険者率
 平成12年 66.2%
 平成 3年 71.4%

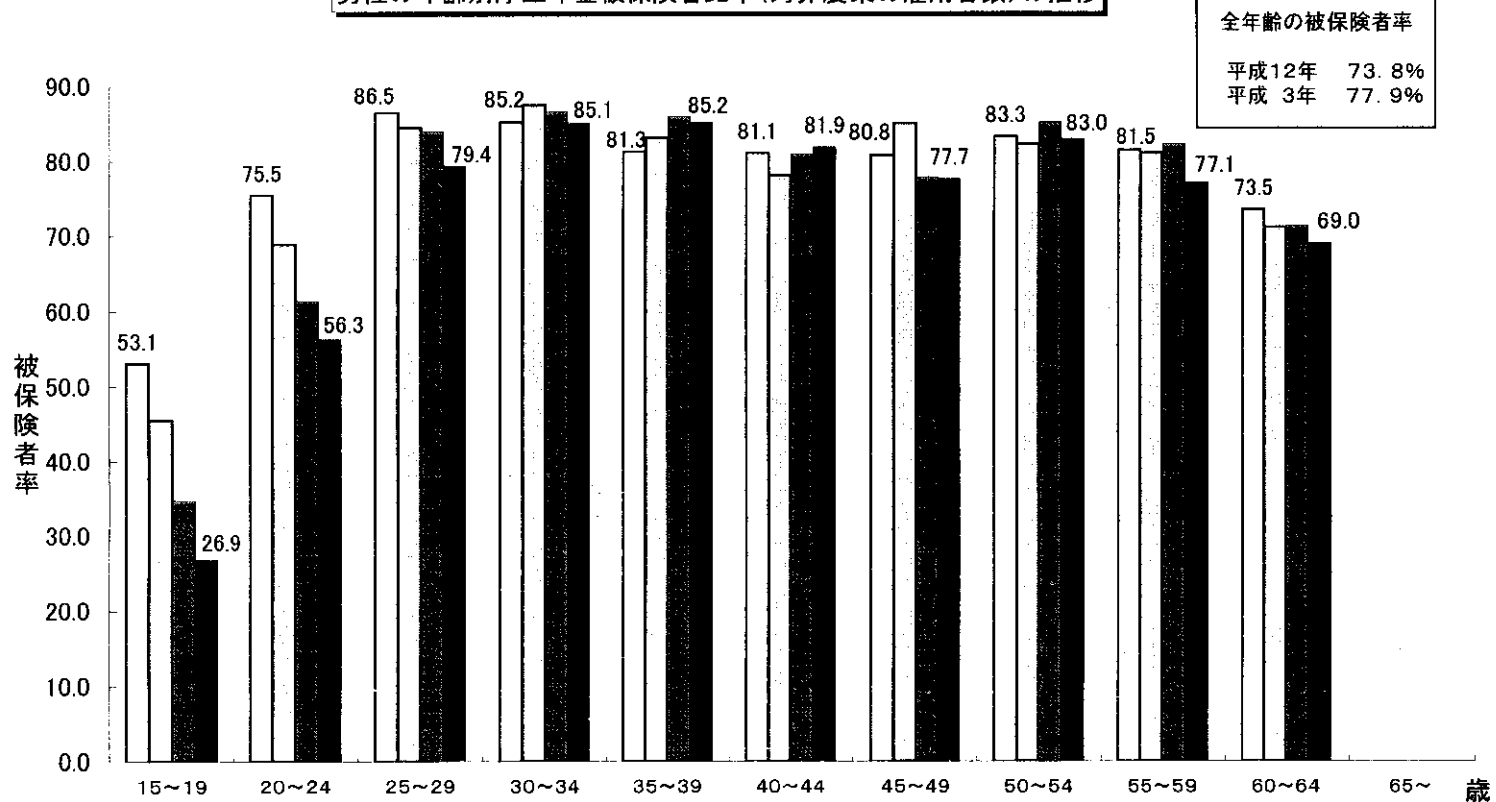
$$\text{被保険者率(\%)} = \frac{\text{厚年被保険者数(坑内員、船員、任継及び三共済を除く)}}{\text{非農業の雇用者数(官公を除く)}} \times 100$$

□ 平3 □ 平6
 ■ 平9 ■ 平12

資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」より推計

(注) グラフ内の数値は、平成12年と平成3年の被保険者率である。

男性の年齢別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者数)の推移



全年齢の被保険者率
 平成12年 73.8%
 平成3年 77.9%

$$\text{被保険者率(\%)} = \frac{\text{厚生被保険者数(坑内員、船員、任継及び三共済を除く)}}{\text{非農業の雇用者数(官公を除く)}}$$

□平3 □平6
 ■平9 ■平12

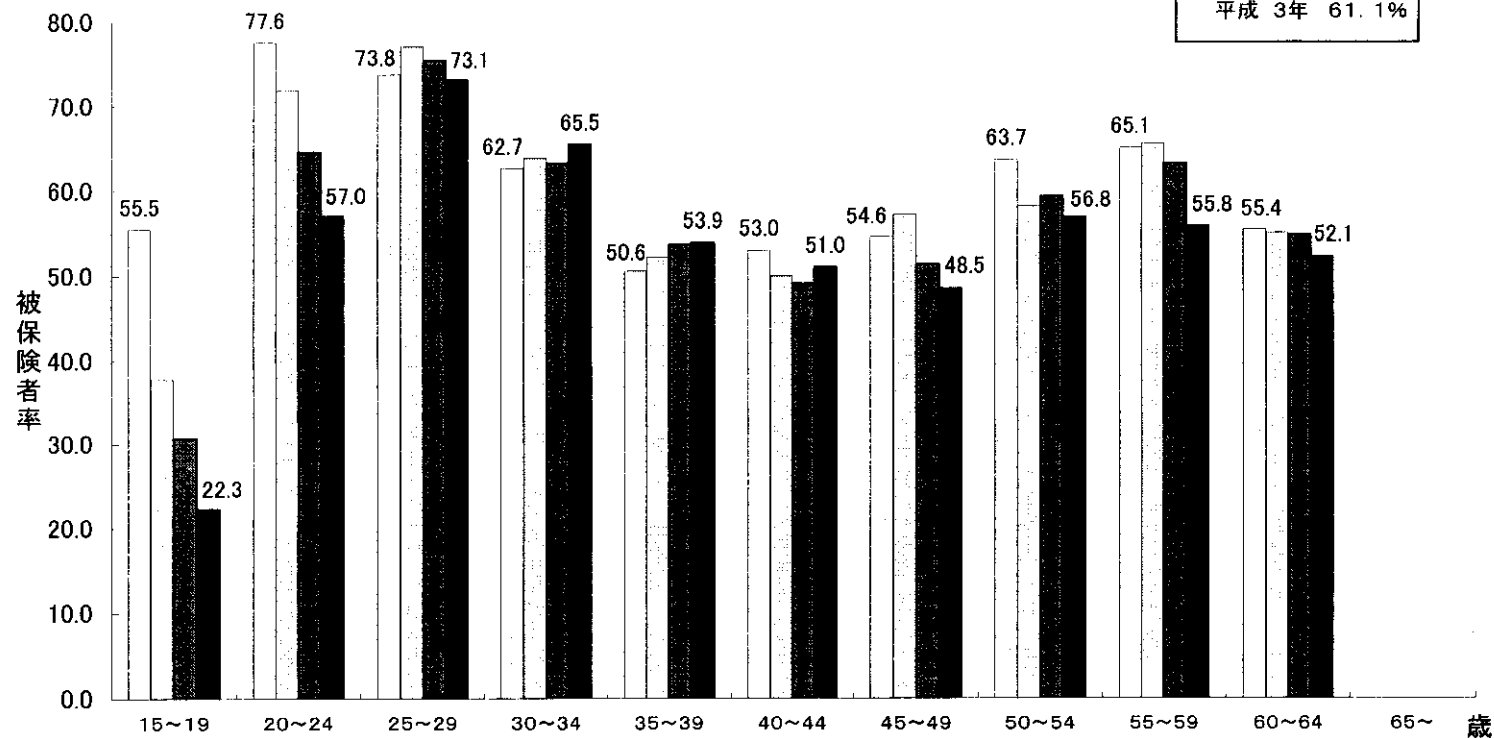
資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」より推計

(注) グラフ内の数値は、平成12年と平成3年の被保険者率である。

女性の年齢別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者数)の推移

全年齢の被保険者率

平成12年 55.0%
平成 3年 61.1%



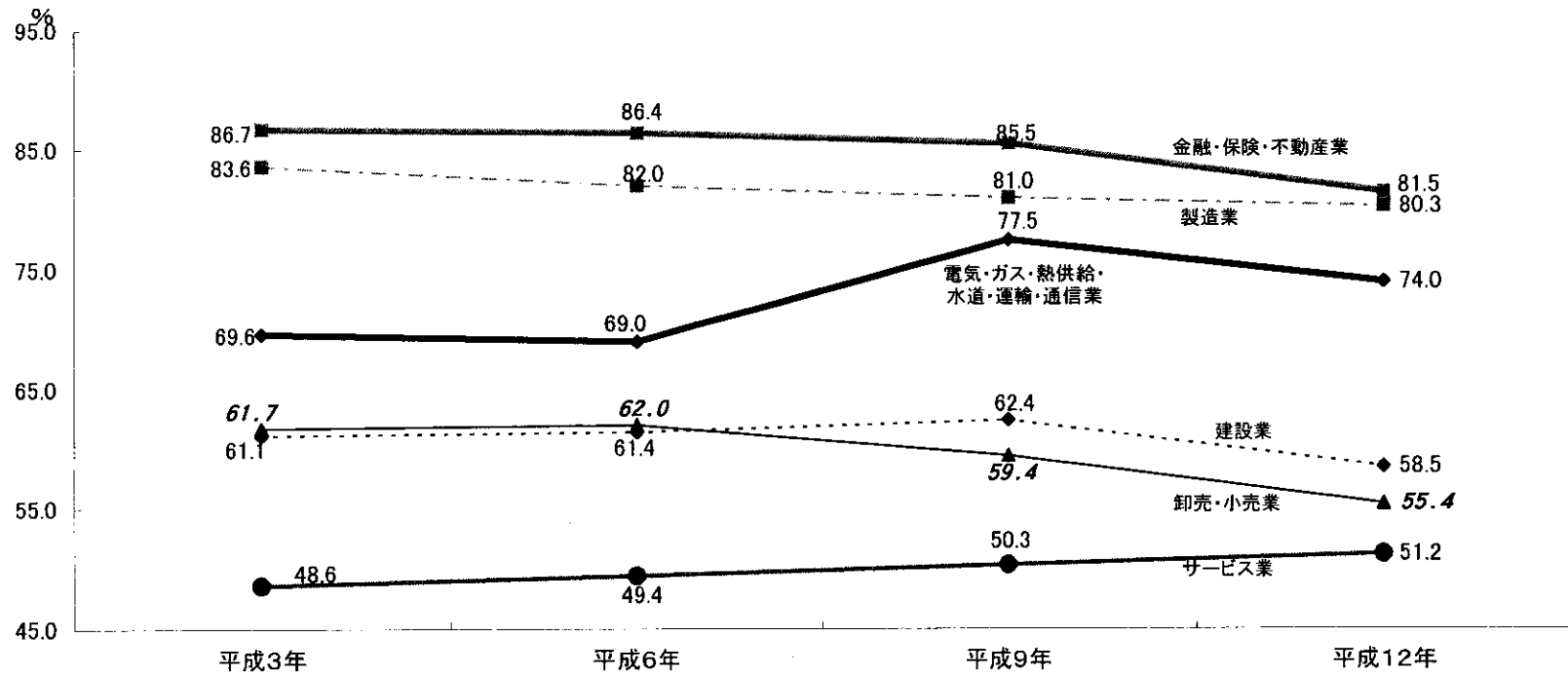
$$\text{被保険者率(\%)} = \frac{\text{厚生被保険者数(坑内員、船員、任継及び三共済を除く)}}{\text{非農業の雇用者数(官公を除く)}}$$

□ 平3 □ 平6
■ 平9 ■ 平12

資料出典: 社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」より推計

(注) グラフ内の数値は、平成12年と平成3年の被保険者率である。

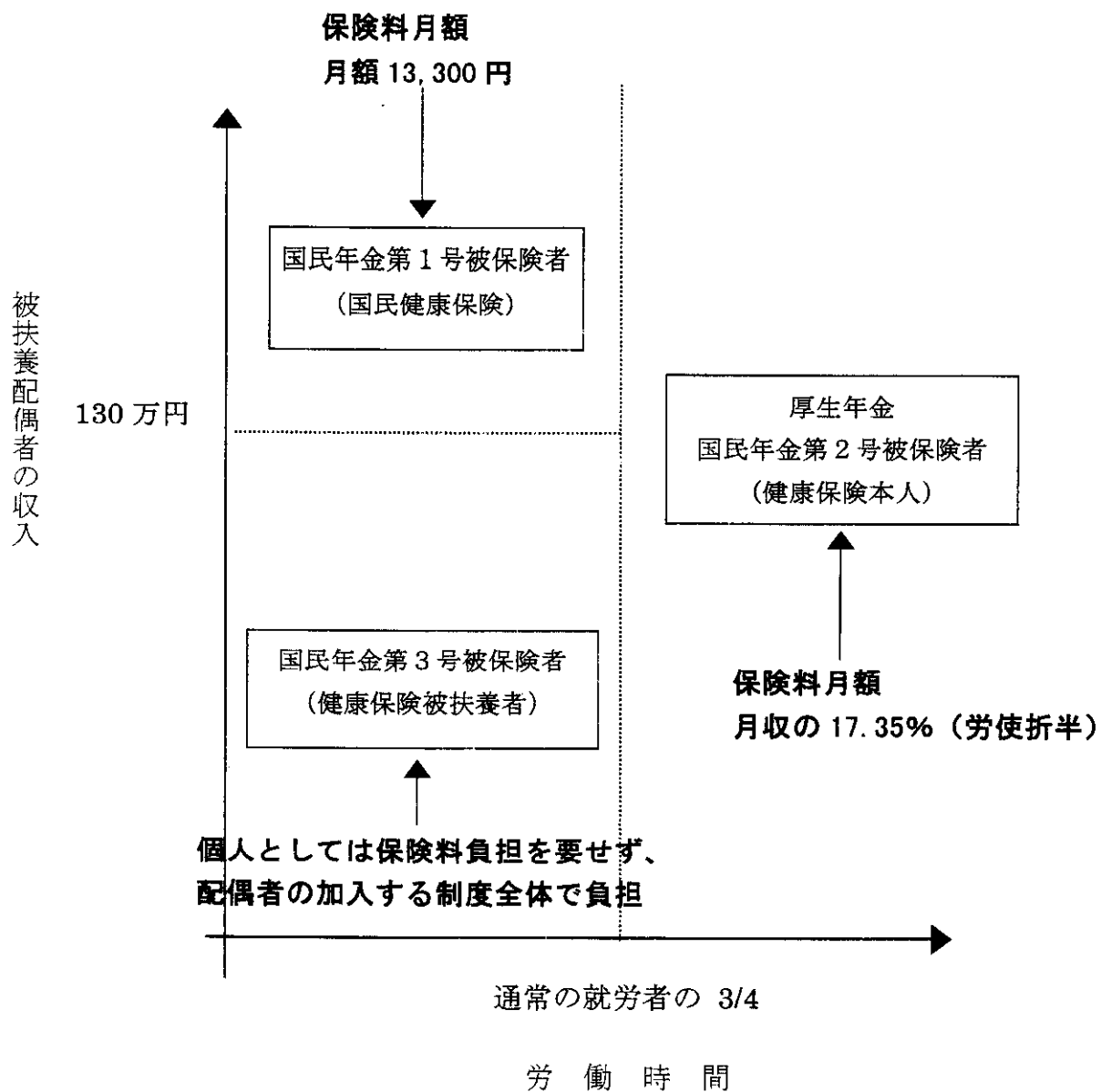
業態別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者)の推移



$$\text{被保険者率(\%)} = \frac{\text{厚年被保険者数}}{\text{雇用者数}}$$

資料出典: 社会保険庁「業態別規模別適用調」、総務省統計局「労働力調査」

年金保険（医療保険）における被保険者の区分について



※保険料負担は年金関係のみを記述。

社会保険の加入状況別パート労働者割合

正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。

○ パートタイム労働者のうち社会保険の適用を受けている者は、35%強である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

	男女計		男子		女子	
	H7	H2	H7	H2	H7	H2
	%	%	%	%	%	%
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
健康保険・厚生年金に加入している	35.8	23.8	36.5	19.5	35.6	24.8
健康保険・厚生年金に加入していない	64.2	76.2	63.5	80.5	64.4	75.2
雇用保険に加入している	35.8	26.6	26.9	16.9	38.4	29.0
雇用保険に加入していない	64.2	73.4	73.1	83.1	61.6	71.0

(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

就業形態別社会保険の適用状況

就業形態	計	雇用保険			健康保険			厚生年金保険		
		適用あり	適用なし	不明	適用あり	適用なし	不明	適用あり	適用なし	不明
計	100.0	50.1	45.3	4.5	40.3	55.7	4.1	38.1	57.1	4.8
正社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非正社員	100.0	50.1	45.3	4.5	40.3	55.7	4.1	38.1	57.1	4.8
契約社員	100.0	80.9	15.8	3.4	80.8	15.9	3.2	78.1	18.1	3.8
臨時的雇用者	100.0	31.3	47.8	20.9	29.9	65.4	4.8	12.2	66.9	20.9
短時間のパート	100.0	34.2	63.7	2.1	18.4	79.1	2.5	17.6	79.9	2.6
その他のパート	100.0	70.2	26.7	3.1	64.8	32.1	3.1	62.4	34.3	3.3
出向社員	100.0	65.1	8.2	26.7	67.9	7.9	24.1	67.1	8.5	24.5
派遣労働者	100.0	69.9	23.7	6.4	65.7	27.9	6.4	61.4	31.8	6.7
登録型	100.0	71.4	25.6	3.0	66.3	30.8	2.9	62.3	34.4	3.4
常用雇用型	100.0	66.2	20.3	13.5	63.9	22.2	13.9	58.9	27.2	13.9
その他	100.0	63.0	33.9	3.1	58.9	36.8	4.3	54.1	41.5	4.4

出典：平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調報告

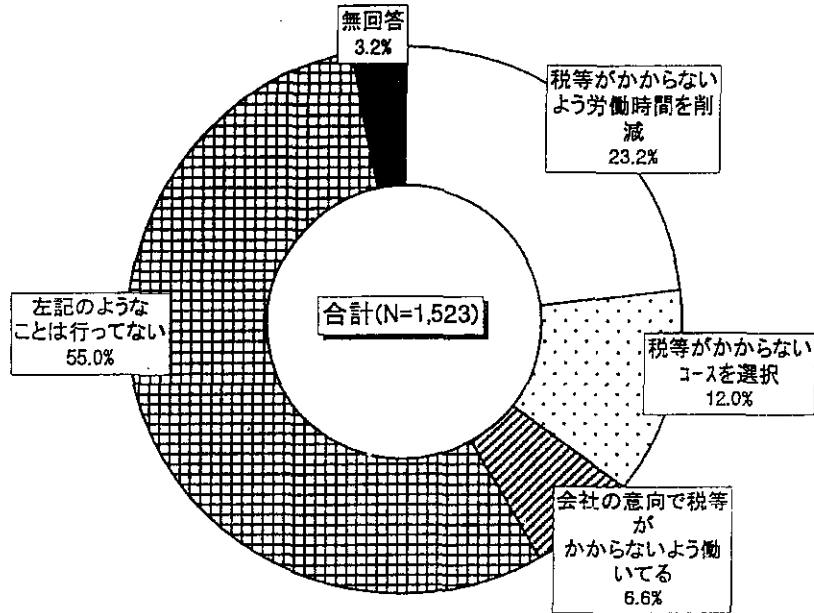
多様な就業形態のあり方に関する調査結果【(財)21世紀職業財団実施】

調査の概要

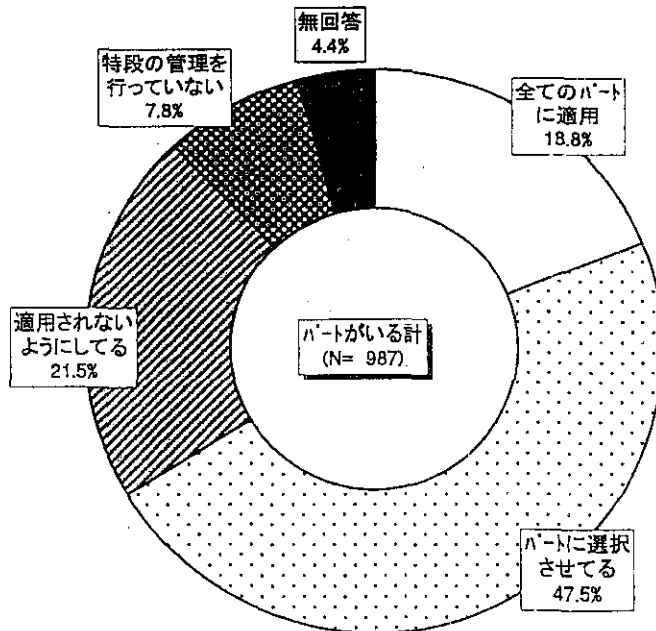
1. 調査対象期間 平成13年7月1日現在
2. 調査実施期間 平成13年7月23日～8月21日まで
3. 調査対象 (1) 事業所調査
以下の条件を満たす5,000事業所
イ. 産業：全産業
ロ. 地域：全国
ハ. 従業員規模：常時使用する労働者30人以上
(2) 労働者調査
調査票を送付した事業所に勤務する正社員及びパート労働者。但し、1事業所当たり各2人を限度とする。
4. 調査方法 通信調査
5. 回収状況 (1) 事業所調査 有効回答数 1,435件(28.7%)
(2) 労働者調査 (正社員) 有効回答数 2,514件(25.1%)
(パート) 有効回答数 1,523件(15.2%)

※ 当調査における「パート」とは、パートタイム労働者をはじめ、アルバイト、準社員などの名称にかかわらず、「正社員」以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員より短い者をいう。

就業調整しているパートの割合

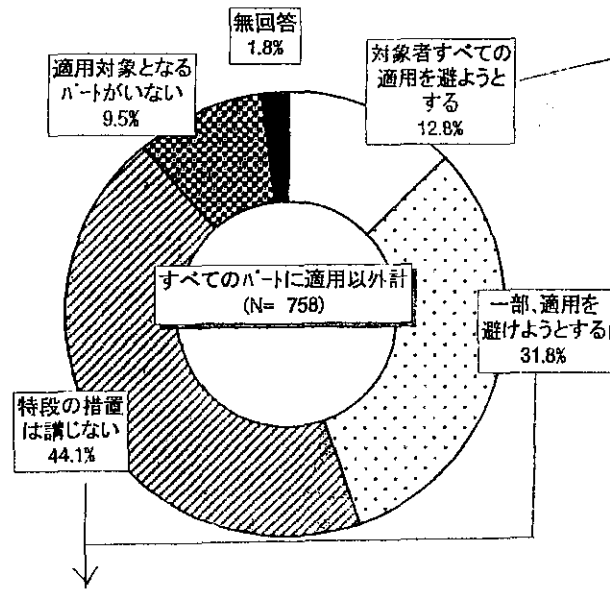


就業調整は誰が決めているのか

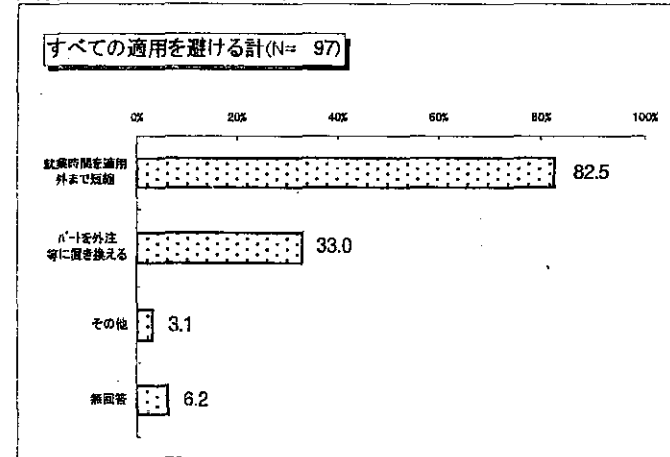


資料出所：21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」

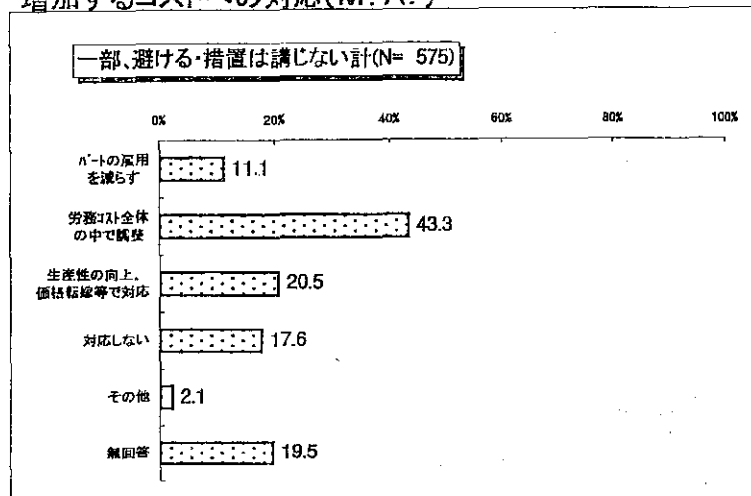
通常労働者の4分の3を2分の1に適用拡大した場合の対応(事業所)



具体的な対応(M. A.)



増加するコストへの対応(M. A.)



適用を避けるものを選ぶに当たっての考慮(M. A.)

